

野迫川村一般廃棄物処理基本計画

令和 5 年 4 月

野迫川村

目 次

第1章 ごみの現状	3
第1節 計画策定の趣旨.....	3
第2節 計画の位置付け.....	3
第3節 計画の目標年度.....	3
第2章 ごみの現状	4～5
第1節 ごみ搬入量の現状.....	4
第2節 ごみ減量や資源化の取り組みの現状.....	5
第3章 ごみ処理の数値目標.....	5
第4章 基本計画の方針	6
第5章 計画推進のために.....	6

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

「野迫川村一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）第6条第1項に基づき、野迫川村内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めたものです。

本計画は、本村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものです。策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設及び処理体制の整備やそれらに係る実施計画等実現のための現実的かつ具体的な施策について検討を行います。

新たな計画の策定にあたっては、地球環境を壊さずに経済を持続可能な形で発展させるため、国を超えた国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献することや、世界共通の長期目標として掲げられています「カーボンニュートラル」を達成することによる脱炭素社会の実現をめざします。

このような背景のもと、今後10年間の新たな基本計画は、国・県の上位計画や指針との整合性を図り、更なる廃棄物の適正な処理及びごみの減量化を推し進めることをめざします。

第2節 計画の位置付け

本計画は「廃棄物処理法」第6条第2項で定める必要のある事項のうち、①「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」、②「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」を定めるものです。③「分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分」、④「一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」、⑤「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」については、野迫川村一般廃棄物処理実施計画において定めます。

第3節 計画の目標年度

本計画は、令和5年度を初年度とし、令和14年度を最終目標年度とする10年の計画とします。なお、施策の進捗状況や社会情勢、本計画策定の前提条件となっている人口やごみ排出量等の動向を踏まえ、生活様式の変化など、本計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、計画の見直しを行います。

第2章 ごみの現状

第1節 ごみ搬入量の現状

・本村におけるごみ処理の状況

品目	例
燃やせるごみ（月4～5回）	生ごみ、紙くず、布製品、プラスチック製品等
燃やせないごみ（月1回）	ガラス、傘、鏡、陶磁器類、ビン、ポリタンク等
缶、ペットボトル（月1回）	アルミ缶、スチール缶、ペットボトル
資源ごみ（月1回）	段ボール、新聞紙、雑誌、牛乳パック、金属類、小型家電
有料ごみ（年2回）	指定の袋に入らない大きさのもの（特殊ごみを除く） たんす、ソファ等
特殊ごみ（年2回）	電池、温度計、蛍光灯
※収集しないごみ	灰、ドラム缶、消火器、在宅医療機器、パソコン、廃油、 タイヤ、塗料、バッテリー、土、ガスボンベ、 農業用機械類、家電4品目

・令和3年度のごみ搬入量

年 度		令和3年度
人口（令和3年3月31日現在）		346人
ごみ	燃やせるごみ	52,740 kg
	燃やせないごみ	36,500 kg
	粗大ごみ	394 kg
	資源ごみ	13,620 kg
	合計	103,254 kg
再生資源	段ボール	5,370 kg
	新聞	1,800 kg
	古雑誌	4,260 kg
	金属	410 kg
	アルミ缶	720 kg
	スチール缶	1,060 kg
	合計	13,620 kg

第2節 ごみ減量や資源化の取り組みの現状

現在、村で実施しているごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する取り組みは下記のとおりです。

- ・ 村 HP への収集予定、分別方法の掲載
- ・ ごみカレンダーの配布
- ・ 資源ごみとして回収したごみを再生利用業者に売却する

第3章 ごみ処理の数値目標

令和3年度のごみ搬入量及び処理量を基準として、令和14年度までに以下のとおりごみ減量化をめざします。

◆ ごみ搬入量を34%減量

	基準年度（実績）	中間目標年度	最終目標年度
	令和3年度	令和9年度	令和14年度
ごみ搬入量	103,254 kg	85,700 kg	68,148 kg
令和3年度＝100%	(100%)	(83%)	(66%)

第4章 基本計画の方針

ごみの減量や資源化は、市民生活や事業者の事業活動と密接に関連するものです。

また、ごみ減量や資源化に取り組むことにより、温室効果ガスの排出削減、自然共生、資源循環を行う持続可能な社会を達成することが可能です。

令和3年6月11日には、レジ袋の有料化やプラスチック製ごみの排出抑制、再資源化を目的とする「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布され、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制が強化されるものです。

世界では毎年生産される食料40億トンのうち、1/3にあたる13億トンもの食料が廃棄されています。日本では平成29年度に約612万トン（事業者から約328万トン、家庭から約284万トン）が発生したと推計されています。このような食品ロス削減に取り組むべく、令和元年10月には「食品ロス削減推進法」が施行され、食品ロスの削減を総合的に推進することが規定されています。

本計画では、行政としての取り組みを進めるとともに、村民、事業所と連携をし、国際目標であるSDGs達成に貢献することを目指していきます。

第5章 計画推進のために

- ・国の法整備の動向や社会動向、ごみ処理技術動向等を踏まえ、条例や要綱等を適宜改正し、適正なごみ処理を推進します。
- ・ごみ収集時の事故などを防止し、ごみ処理事業の従事者や村民・事業者の安全・安心を守るため、村民・事業者にごみ排出ルールの遵守を求めます。
- ・ごみ処理量や資源化量などについて、広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて村民・事業者へ情報収集と提供を行うなど、村と村民・事業者の情報の共有化を図ります。

野迫川村一般廃棄物処理基本計画

令和5年4月

〈 発 行 〉 野迫川村住民課

〒648-0392 奈良県吉野郡野迫川村大字北股 84 番地

電話：0747-37-2101 FAX：0747-37-2107
